

2012 鳥取市 「ノルデ運動（ノーマイカー通勤）」実施要項（素案）

1 目的

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減、公共交通の利用促進及び、日常生活における健康推進などの観点を踏まえて、市民の意識を醸成しマイカーから人と環境にやさしい自転車や公共交通への転換を促すことを目的とします。鳥取市ノルデ運動は、バス、鉄道、タクシーなどの公共交通をみんなで利用し、守って行こうという、市と市民の協働の取り組みであり、ノーマイカー通勤はノルデ運動の柱と位置づけています。

2 実施主体

鳥取市生活交通会議、鳥取市

【事務局】鳥取市（都市整備部交通政策室）

3 協賛団体

鳥取県、鳥取商工会議所、鳥取県商工会連合会

3 実施期間

① 平成24年10月22日 ～ 10月26日

② 平成24年11月26日 ～ 11月30日

上記2か月のうち、平日の1週間をそれぞれ実施しますので参加をお願いします。

4 実施方法

マイカーやバイクを使用せず、路線バス、JR、他車への相乗り、自転車、徒歩による通勤をしていただきます。路線バスについては、参加者特別運賃を実施します。

(1) ノーマイカー通勤 特別運賃

ノーマイカー通勤参加登録者について、通勤経路内の路線バス運賃を特別運賃とします。

○ 片道 幹線便を200円、支線便を100円

(2) ノルデ運動（ノーマイカー通勤）参加証

①ノーマイカー通勤参加登録報告時にバス利用で参加予定の方には「ノルデ運動（ノーマイカー通勤）参加証」（以下「参加証」という。）を配布します。

（*事務局から事業所宛てに郵送しますので、対象者へ配布してください。）

②事業所がバス参加対象者へ「参加証」を配布する際に、その参加対象者がマイカー通勤者であるかの確認をお願いします。マイカー通勤者であれば「参加証」に事業所名を記載の上、配布してください。（*事業所名の記載は、その事業所がマイカー通勤者であることを証明するものです。）

③バス通勤をされる方は「参加証」へ自宅最寄りのバス停名と勤務地最寄りのバス停名の記入をしてください。記入されたバス停間（通勤区間）のみノーマイカー通勤特別運賃を受けることが可能となります。

(3) バス利用の方法

バスから降りるときに運転手へ「参加証」を掲示し、200円、100円をお支払いください。

5 対象者

鳥取市内在住者でマイカー通勤をしている行政職員及び民間企業従業員

6 参加登録

(1) 参加を希望する企業・事業所・団体等（以下「参加事業所」という。）は、業務に支障のない範囲で自主的な参加を募っていただきます。

登録方法は、別紙「参加登録表」に必要事項を記入の上、事務局（市役所交通政策室）までFAXにて提出ください。

(2) 参加者は、実施期間中の1日以上、実施方法に記載のいずれかの通勤手段で実践してください。

(3) 実施後、実施日数などの実績報告をお願いします。また、期間終了後にはアンケート調査にご協力いただきます。

7 実績報告

参加事業所は、以下の内容を取りまとめ、事務局まで提出してください。

(1) 参加状況

別紙「参加状況票」に参加日及び通勤手段を記入の上、提出ください。

(2) アンケート

参加事業所へアンケートを配布しますので、記入・取りまとめの上提出ください。

【問合せ先】

鳥取市生活交通会議

(事務局) 鳥取市都市整備部交通政策室

電話 0857-20-3257 FAX 0857-20-3048

mail